

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

会 員 就 業 規 程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター会員就業規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する事項を定めるものである。

(就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって社会的地位や性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別取扱いを受けない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受諾した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターの事務局へ届け出を行い発注者に迷惑をかけないこと
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと
- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、別に定める安全就業基準を守り、災害発生の防止に努めること
- (5) 原則として就業に必要な資材・用具の準備及び運搬は会員自身が行うこと

- (6) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない。
- (7) 必要に応じ就業の経過を事務局に連絡し、仕事を終了したときは速やかに事務局に報告すること。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前条に定める事項のほか、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中からリーダーを互選し、リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること
- (4) 就業会員が就業中、けがをし、又は病気にかかったときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー、センター又は発注者に連絡するなど応急の措置をとるようにすること。

(就業の停止)

第8条 センターは、次に該当するときは、当該会員の就業を停止するものとする。

- (1) 会員から就業を取りやめたいと申し出のあったとき
- (2) 就業が、その会員の健康及び福祉に反すると認められたとき
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき
- (4) 会員として、センターの目的と名譽に反する行為があったとき

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第9条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者又は共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

第5章 損害保険

(損害保険)

第10条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成26年1月15日一部改正